

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	県営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香川県は、県営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香川県知事

公表日

平成29年6月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	県営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	住宅に困窮する者に、低廉な家賃で賃貸するため又は居住環境が良好な賃貸住宅を供給するため、県営住宅を提供する。 ・収入の申告の受理、認定及び通知に関する事務 ・家賃、金銭又は敷金の減免を求める申請の受理、決定及び通知に関する事務 ・家賃、金銭又は敷金の徴収に関する事務 ・家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する申請の受理、決定及び通知に関する事務 ・県営住宅への入居申込の受理、審査、決定及び通知に関する事務 ・県営住宅の入居者が、当該県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの申請の受理、承認及び通知に関する事務 ・県営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該県営住宅に居住する際の承認の申請の受理、承認及び通知に関する事務 ・高額所得者、保管義務違反者等に対する県営住宅の明渡しの請求に関する事務 ・高額所得者に対する家賃の決定に関する事務 ・高額所得者による明渡し期限を延長する申請の受理、審査、決定及び通知に関する事務 ・収入超過者に対する他の住宅のあっせん等に関する事務 ・県営住宅の入居者の収入の状況の報告の請求等に関する事務 ・香川県営住宅条例に規定する県営住宅及び共同施設の管理に関する事務
③システムの名称	県営住宅管理システム、中間サーバー、統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

県営住宅管理システムファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の19の項、別表第一の61の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第18条、第46条の3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例(平成27年香川県条例第36号) 第4条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二の31の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第22条	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	香川県土木部住宅課
②所属長	住宅課長 古沢 保典

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	香川県土木部住宅課 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3581 香川県総務部広聴広報課県民室 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3061 各県民センター
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	香川県土木部住宅課 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3581
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月20日	評価実施機関における担当部署 所属長	住宅課長 吉野 登	住宅課長 河西 浩一	事後	人事異動に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更には該当しない
平成29年6月5日	評価実施機関における担当部署 所属長	住宅課長 河西 浩一	住宅課長 古沢 保典	事後	人事異動に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更には該当しない